



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 4
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） 5
- 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例（行政管理課） 37
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 38
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 38
- 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（自然保護課） 39
- 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（保護・援護課） 44
- 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 44
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市公園課） 45
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課） 57
- 沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例（物品管理課） 60
- 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課） 60
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許管理課） 61

規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 74
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 78
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 78
- 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（自然保護課） 78
- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市公園課） 82
- 沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 83
- 沖縄県物品調達基金管理規則を廃止する規則（物品管理課） 83

訓 令

- 沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令（物品管理課） 83

企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程 84
- 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 87

人事委員会規則

- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 87
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 89
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 89

公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）
 - 1 就業促進手当に相当する退職手当について、安定した職業に就いた者に対して支給することとした。（第12条関係）
 - 2 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定した地域内に居住している特定退職者に対する失業者の退職手当の支給日数を延長する暫定措置について、令和9年3月31日以前に退職した職員まで支給す

ることとした。(附則第12項関係)

- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第17条並びに附則第3項、第9項及び第10項関係)
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、3は公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の一部を次のように改正することとした。
＜第1条＞
 - (1) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額限度額を引き上げる。(第11条関係)
 - (2) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)に引き上げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の71.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)に引き上げる。(第27条関係)
 - (3) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)に引き上げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)に引き上げる。(第28条関係)
 - (4) 全ての給料表の給料月額を改定する。(別表第1から別表第6まで関係)
- 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。
＜第2条＞
 - (1) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)に引き下げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の70(特定幹部職員にあっては、100分の60)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の70(特定幹部職員にあっては、100分の60)に引き下げる。(第27条関係)
 - (2) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)に引き下げる。また、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)に引き下げる。(第28条関係)
- 3 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第51号)の一部を次のように改正することとした。
＜第3条＞
 - (1) 給料表の給料月額を改定する。(第5条関係)
 - (2) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の175に引き上げる。(第6条関係)
- 4 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。
＜第4条＞

期末手当について、6月期の支給割合を100分の172.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の172.5に引き下げる。(第6条関係)
- 5 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)の一部を次のように改正することとした。
＜第5条＞
 - (1) 給料表の給料月額を改定する。(第7条関係)
 - (2) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の175に引き上げる。(第9条関係)
- 6 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例第42号)の一部を次のように改正することとした。
＜第6条＞
 - (1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の127.5に引き上げる。(第6条関係)
 - (2) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の107.5に引き上げる。(第9条関係)
- 7 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正することとした。
＜第7条＞
 - (1) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の125に引き上げ、12月期の支給割合を100分の125に引き下げる。(第6条関係)
 - (2) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の105に引き上げ、12月期の支給割合を100分の105に引き下げる。(第9条関係)
- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、4及び7は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 9 1(1)及び(4)、3(1)並びに5(1)は令和6年4月1日から、1(2)及び(3)、3(2)、5(2)並びに6は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項)
- 10 この条例の施行に関し、必要な経過措置等を定めることとした。(附則第3項から第5項まで)

- 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第45号）
- 1 農林土木に関する事務の一部について、沖縄県中部農林土木事務所の所管区域に那覇市、豊見城市、南城市、糸満市及び島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）を加えることとした。（第6条関係）
 - 2 農林土木に関する事務の一部について、沖縄県南部農林土木事務所の所管区域を県一円とすることとした。（第6条関係）
 - 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第46号）
- 1 一般旅券発給手数料の額を改めることとした。（別表第3関係）
 - 2 この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）
-
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第47号）
- 1 法人の県民税の法人税割の税率の特例の適用期限を延長することとした。（附則第6条関係）
 - 2 この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（条例第48号）
- 1 目的について定めることとした。（第1条）
 - 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
 - 3 県、県民及び動物の所有者の責務について定めることとした。（第3条から第5条まで）
 - 4 動物の愛護及び管理に関する施策について定めることとした。（第6条から第8条まで）
 - 5 愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項等について定めることとした。（第9条）
 - 6 所有者等を確知することができない猫への給餌等について定めることとした。（第10条）
 - 7 多数の犬又は猫の飼養等の届出について定めることとした。（第11条及び第12条）
 - 8 特定動物が逸走したときの措置等について定めることとした。（第13条及び第14条）
 - 9 動物の所有者等に対する行政指導等について定めることとした。（第15条）
 - 10 報告の徴収及び立入検査について定めることとした。（第16条及び第17条）
 - 11 動物愛護管理員について定めることとした。（第18条）
 - 12 市町村への協力について定めることとした。（第19条）
 - 13 市町村条例との関係について定めることとした。（第20条）
 - 14 規則への委任について定めることとした。（第21条）
 - 15 罰則等について定めることとした。（第22条から第24条まで）
 - 16 この条例は、令和7年7月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 17 沖縄県動物愛護管理員設置条例（令和2年沖縄県条例第10号）は、廃止することとした。（附則第2項）
 - 18 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第3項）
 - 19 この条例の施行後3年を目途に、条例の施行状況等を勘案し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。（附則第4項）
-
- 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第49号）
- 1 救護施設について、入所者ごとに個別支援計画を作成することを義務付けることとした。（第21条関係）
 - 2 更生施設について、更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成することを義務付けることとした。（第26条関係）
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。（第26条及び第27条関係）
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
-
- 国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第50号）
- 1 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正されたことに伴い、規定を整理することとした。（第4条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第51号）
- 1 指定管理者による都市公園の占用の許可の規定を定めることとした。（第4条の2及び第13条関係）
 - 2 知事及び指定管理者に対して届け出る事項を整理することとした。（第12条関係）
 - 3 指定管理者の業務についての規定を整理することとした。（第18条関係）
 - 4 指定管理者の許可を受けて都市公園を占有する者の利用料金を定めることとした。（第25条及び別表第7

関係)

- 5 都市公園の使用料及び利用料金の基準額を改めることとした。(別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6関係)
- 6 その他所要の改正を行うこととした。(第4条及び第5条関係)
- 7 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、5及び8は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 建築物、建築設備及び工作物の確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料の額を改めることとした。(第29条の3、第29条の5、別表第1、別表第3及び別表第4関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第29条の7、第29条の9、第29条の10、第29条の11及び別表第5関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例(条例第53号)

- 1 沖縄県物品調達基金条例(昭和47年沖縄県条例第70号)は、廃止することとした。
- 2 この条例は、令和7年3月31日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第42号)を次のように改正することとした。<第1条>
議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げる。(第5条関係)
- 2 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を次のように改正することとした。<第2条>
議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の162.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。(第5条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和7年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 1は、令和6年12月1日から適用することとした。(附則第2項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第3項)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 特定免許情報記録手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第9関係)
- 2 運転経歴情報記録手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第9関係)
- 3 運転免許試験、技能検定員審査及び教習指導員審査に係る手数料の額等を改めることとした。(別表第9)
- 4 この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第43号

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第17条第1項中「場合にはは」を「場合には」に改める。

附則第3項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第9項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第10項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第12項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項、附則第3項、附則第9項及び附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した沖縄県職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第44号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「415,600円」を「416,600円」に改める。

第27条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600

	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			

67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				

	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400

20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
	77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
	78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
	79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
	80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		
	81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		
	82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800		
	83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100		
	84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400		
	85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600		
	86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100			
	87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400			
	88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600			
	89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800			
	90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100			
	91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400			
	92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600			
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800				
94	308,300	330,200	356,200	389,800						
95	309,200	331,400	357,700	390,300						
96	310,000	332,600	359,100	390,800						
97	310,800	333,800	360,400	391,200						
98	311,800	335,100	361,600	391,600						
99	312,700	336,300	362,700	392,100						
100	313,600	337,500	363,900	392,600						
101	314,500	338,900	365,000	393,000						
102	315,500	339,800	366,100	393,500						
103	316,500	340,800	367,200	394,000						
104	317,400	341,900	368,300	394,500						
105	318,200	343,000	369,500	394,800						
106	318,800	344,100	370,000	395,200						
107	319,400	345,100	370,600	395,700						
108	320,000	346,100	371,200	396,000						
109	320,500	347,300	371,800	396,300						
110	321,000	348,300	372,300	396,800						
111	321,400	349,300	372,700	397,300						
112	321,900	350,200	373,200	397,800						
113	322,700	351,100	373,600	398,100						
114	323,400	352,000	374,000	398,600						
115	324,100	353,000	374,500	399,100						

	116	324,700	354,000	375,000	399,600					
	117	325,300	355,000	375,400	399,900					
	118	326,000	355,400	375,900	400,400					
	119	326,700	356,000	376,500	400,900					
	120	327,500	356,600	377,000	401,400					
	121	328,100	356,900	377,200	401,800					
	122	328,400	357,300	377,700	402,300					
	123	328,900	357,700	378,200	402,700					
	124	329,400	358,100	378,600	403,200					
	125	329,700	358,500	379,100	403,600					
	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130		360,500	381,400						
	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第5条関係)

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	218,800	276,000	314,700	353,500	385,600	434,200

	2	190,000	222,000	277,800	315,900	355,300	387,400	436,100
	3	191,300	225,200	279,500	317,000	357,000	389,100	438,000
	4	192,600	228,400	281,200	318,100	358,700	390,700	439,900
	5	193,800	231,600	282,900	319,200	360,400	392,300	441,800
	6	195,400	234,700	284,400	320,300	361,900	394,400	443,500
	7	197,000	237,800	285,800	321,400	363,300	396,500	445,200
	8	198,500	240,800	287,300	322,400	364,600	398,500	446,900
	9	199,900	243,800	288,800	323,400	365,600	400,500	448,600
	10	201,800	246,700	290,300	324,800	367,300	402,500	450,300
	11	203,700	249,500	291,700	326,400	369,000	404,500	452,000
	12	205,600	252,300	293,100	328,000	370,700	406,500	453,700
	13	207,300	255,100	294,500	329,900	372,200	408,500	455,400
	14	209,000	258,000	295,900	331,500	373,900	410,600	457,100
	15	210,700	260,800	297,300	333,100	375,600	412,700	458,800
	16	212,300	263,400	298,700	334,700	377,200	414,800	460,500
	17	213,800	266,000	300,100	336,400	378,800	416,800	462,200
	18	216,500	267,400	301,500	338,000	380,300	418,200	464,000
	19	219,200	268,800	302,800	339,600	381,800	419,600	465,800
	20	221,800	270,200	304,100	341,200	383,300	421,000	467,600
	21	224,400	271,600	305,400	342,700	384,800	422,400	469,400
	22	226,600	272,800	306,200	343,500	386,200	423,700	471,100
	23	228,700	274,000	307,000	344,300	387,500	425,000	472,800
	24	230,800	275,100	307,700	345,100	388,800	426,200	474,400
	25	232,900	276,200	308,400	345,900	390,300	427,400	475,800
	26	234,700	276,800	309,100	346,700	391,900	428,600	477,000
	27	236,500	277,300	309,800	347,500	393,500	429,800	478,200
	28	238,100	277,800	310,500	348,300	395,100	430,900	479,200
	29	239,600	278,300	311,200	349,100	396,700	431,900	480,200
	30	241,200	278,700	311,800	349,900	398,200	433,000	481,200
	31	242,800	279,100	312,400	350,700	399,600	434,100	482,200
	32	244,300	279,500	313,000	351,500	401,000	435,200	483,200
	33	245,800	279,900	313,600	352,200	402,400	436,200	483,500
	34	247,100	280,300	314,200	353,000	403,700	437,100	484,400
	35	248,300	280,700	314,800	353,800	404,900	438,000	485,300
	36	249,500	281,000	315,300	354,500	406,100	438,900	486,200
	37	250,600	281,300	315,800	355,200	407,300	439,800	487,100
	38	251,700	281,600	316,300	355,900	408,400	440,700	488,000
	39	252,800	281,900	316,800	356,600	409,400	441,600	488,900
	40	253,800	282,200	317,200	357,300	410,400	442,400	489,800
	41	254,800	282,500	317,600	358,000	410,900	442,800	490,600
	42	255,700	282,800	318,000	358,700	411,800	443,400	491,300
	43	256,600	283,100	318,400	359,300	412,700	444,000	492,000
	44	257,400	283,400	318,800	360,000	413,600	444,600	492,600
	45	258,200	283,700	319,200	360,800	414,500	445,100	493,100
	46	259,000	284,000	319,600	361,600	415,400	445,400	493,700
	47	259,800	284,300	320,000	362,300	416,300	445,900	494,300
定年 前再 任用	48	260,500	284,600	320,400	363,000	417,200	446,300	494,900
	49	261,200	284,900	320,800	363,700	418,000	446,600	495,200

短時	50	261,900	285,200	321,200	364,500	418,900	447,200	495,700
間勤	51	262,600	285,500	321,600	365,300	419,800	447,800	496,200
務職	52	263,200	285,700	321,900	366,100	420,500	448,400	496,700
員以								
外の	53	263,800	285,900	322,200	366,900	420,700	449,000	497,200
職員	54	264,400	286,200	322,500	367,900	421,100	449,700	497,800
	55	265,000	286,500	322,800	368,800	421,500	450,300	498,100
	56	265,600	286,700	323,100	369,500	421,800	450,900	498,700
	57	266,200	286,900	323,400	370,100	422,100	451,200	499,200
	58	266,800	287,200	323,700	371,000	422,300	451,900	
	59	267,400	287,500	324,000	371,900	422,700	452,600	
	60	268,000	287,700	324,200	372,700	423,100	453,300	
	61	268,600	287,900	324,400	373,200	423,400	453,700	
	62	269,200	288,200	324,700	373,600	423,900	454,000	
	63	269,800	288,500	325,000	373,900	424,500	454,300	
	64	270,400	288,700	325,200	374,200	425,000	454,500	
	65	270,900	288,900	325,400	374,500	425,600	454,700	
	66	271,400	289,100	325,700	374,900	426,200	454,900	
	67	271,900	289,300	326,000	375,200	426,700	455,200	
	68	272,400	289,600	326,200	375,500	427,200	455,500	
	69	272,900	289,900	326,400	375,700	427,800	455,700	
	70	273,400			376,000	428,300	456,000	
	71	273,900			376,300	428,900	456,300	
	72	274,300			376,600	429,500	456,500	
	73	274,700			376,900	430,000	456,700	
	74	275,000			377,100	430,600		
	75	275,300			377,500	431,100		
	76	275,500			377,800	431,700		
	77	275,700			378,100	432,200		
	78	276,000			378,600	432,700		
	79	276,300			379,100	433,300		
	80	276,500			379,500	433,900		
	81	276,700			379,900	434,200		
	82	277,000			380,300	434,800		
	83	277,200			380,800	435,400		
	84	277,400			381,300	435,900		
	85	277,700			381,700	436,300		
	86				382,200	436,800		
	87				382,600	437,500		
	88				383,000	438,200		
	89				383,500	438,400		
	90				384,000			
	91				384,500			
	92				385,000			
	93				385,300			
	94				385,700			
	95				386,000			
	96				386,400			
	97				386,900			

	98				387,200			
	99				387,700			
	100				388,100			
	101				388,700			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円	円
	219,400	225,100	255,100	284,900	326,200	355,100	402,200	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500

	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	
	49	273,800	328,400	377,700	423,000	
	50	274,600	330,200	379,200	424,400	
	51	275,300	332,000	380,700	426,000	
	52	276,100	333,700	382,100	427,500	
	53	276,900	335,400	383,500	429,200	
	54	277,700	336,700	385,000	430,700	
	55	278,500	338,000	386,400	432,300	
	56	279,300	339,300	387,800	433,900	
	57	280,000	340,800	389,300	435,400	
	58	280,600	342,400	390,900	436,900	
	59	281,400	343,900	392,500	438,100	
	60	282,300	345,500	393,900	439,300	
	61	283,100	347,000	395,100	440,500	
	62	283,700	348,600	396,500	441,800	
	63	284,500	350,200	397,900	443,000	
	64	285,200	351,700	399,200	444,200	
	65	286,200	353,200	400,400	445,300	
	66	287,000	354,800	401,600	446,500	
	67	287,800	356,400	402,900	447,700	
	68	288,500	357,900	404,200	448,900	
	69	289,200	359,400	405,500	450,100	
	70	290,000	361,000	406,800	451,300	
	71	290,800	362,600	408,200	452,500	
	72	291,500	364,100	409,400	453,700	
	73	292,200	365,600	410,600	454,800	
定年前	74	292,900	367,200	412,000	455,400	
再任用	75	293,600	368,800	413,400	455,900	
短時間	76	294,200	370,300	414,700	456,400	

勤務職 員以外 の職員	77	294,800	371,800	415,900	456,900
	78	295,500	373,200	417,100	
	79	296,200	374,600	418,400	
	80	296,800	375,900	419,800	
	81	297,400	377,200	421,100	
	82	298,100	378,600	422,300	
	83	298,800	380,000	423,300	
	84	299,500	381,300	424,500	
	85	300,200	382,400	425,700	
	86	301,000	383,800	426,800	
	87	301,700	385,100	428,000	
	88	302,400	386,400	429,000	
	89	303,100	387,600	430,100	
	90	304,000	388,900	431,100	
	91	304,800	390,000	432,100	
	92	305,600	391,200	433,100	
	93	306,100	392,400	434,000	
	94	306,900	393,500	434,800	
	95	307,700	394,700	435,600	
	96	308,500	395,900	436,400	
	97	309,200	397,300	437,100	
	98	310,000	398,300	437,500	
	99	310,800	399,300	437,900	
	100	311,500	400,300	438,300	
101	312,300	401,200	438,700		
102	313,200	402,200	439,000		
103	314,100	403,300	439,300		
104	314,900	404,400	439,500		
105	315,500	405,100	439,800		
106	316,300	406,000	440,100		
107	317,100	406,900	440,400		
108	317,900	407,800	440,600		
109	318,600	408,600	440,800		
110	319,000	409,400	441,100		
111	319,400	410,200	441,400		
112	319,900	411,000	441,600		
113	320,400	411,600	441,800		
114	320,800	412,300	442,100		
115	321,300	413,000	442,400		
116	321,700	413,700	442,600		
117	322,200	414,300	442,800		
118	322,700	414,800			
119	323,100	415,200			
120	323,600	415,500			
121	324,100	415,800			
122	324,500	416,100			
123	325,000	416,400			
124	325,500	416,600			

	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 238,500	円 279,100	円 308,200	円 336,600	円 421,900

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	

	45	270,200	301,100	369,000	388,600
	46	271,000	302,900	370,200	389,800
	47	271,800	304,600	371,400	391,000
	48	272,600	306,200	372,600	392,200
	49	273,300	307,800	373,800	393,400
	50	274,100	309,500	375,000	394,700
	51	274,800	311,300	376,200	395,900
	52	275,500	313,000	377,400	397,100
	53	276,300	314,300	378,500	398,300
	54	277,100	316,200	379,700	399,600
	55	277,900	318,000	380,900	400,600
	56	278,600	319,700	382,100	401,700
	57	279,300	321,400	383,200	402,900
	58	280,100	323,300	384,500	404,100
	59	280,900	325,000	385,800	405,300
	60	281,600	326,700	387,000	406,500
	61	282,200	328,400	387,900	407,600
	62	282,900	330,200	389,100	408,600
	63	283,600	332,000	390,100	409,900
	64	284,200	333,700	391,200	411,100
	65	284,900	335,400	392,000	412,300
	66	285,600	336,700	393,100	413,400
	67	286,300	338,000	394,100	414,500
	68	287,000	339,300	395,100	415,600
	69	287,700	340,800	396,200	416,600
	70	288,500	342,300	397,200	417,800
	71	289,200	343,800	398,300	419,000
	72	289,900	345,300	399,400	420,200
	73	290,400	346,700	400,400	420,800
	74	291,100	348,200	401,500	421,600
	75	291,800	349,700	402,600	422,300
	76	292,400	351,200	403,600	422,800
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	77	293,000	352,600	404,500	423,100
	78	293,700	354,100	405,400	423,400
	79	294,300	355,600	406,400	423,800
	80	294,900	357,100	407,400	424,200
	81	295,500	358,500	408,200	424,500
	82	296,100	359,800	409,000	424,900
	83	296,700	361,100	409,700	425,200
	84	297,300	362,300	410,500	425,500
	85	297,800	363,500	411,200	425,800
	86	298,300	364,700	411,800	426,200
	87	298,800	365,900	412,500	426,500
	88	299,300	367,000	413,200	426,800
	89	299,700	368,100	413,800	427,100
	90	300,300	369,200	414,500	427,400
	91	300,800	370,300	415,000	427,700
	92	301,300	371,400	415,600	427,900

	93	301,600	372,500	416,000	428,100	
	94	302,100	373,700	416,400		
	95	302,600	374,800	416,700		
	96	303,000	375,900	417,000		
	97	303,400	376,900	417,200		
	98	303,900	377,900	417,500		
	99	304,400	378,800	417,800		
	100	304,800	379,700	418,000		
	101	305,200	380,500	418,200		
	102	305,600	381,500	418,500		
	103	306,000	382,400	418,800		
	104	306,300	383,300	419,000		
	105	306,500	384,100	419,200		
	106	306,800	385,000	419,500		
	107	307,100	385,900	419,800		
	108	307,300	386,800	420,000		
	109	307,500	387,600	420,200		
	110	307,700	388,600	420,500		
	111	308,000	389,500	420,800		
	112	308,300	390,400	421,000		
	113	308,500	391,000	421,200		
	114	308,700	391,900	421,500		
	115	308,900	392,800	421,800		
	116	309,200	393,700	422,000		
	117	309,500	394,500	422,200		
	118	309,700	395,200			
	119	310,000	396,000			
	120	310,300	396,800			
	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			

	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 229,700	円 276,000	円 303,400	円 330,000	円 411,900

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 (第5条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500

8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700

	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
定年前	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
再任用	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
短時間						
勤務職	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
員以外	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
の職員	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
	74	281,200	326,800	394,300		
	75	281,900	327,500	394,900		
	76	282,600	328,200	395,600		
	77	283,200	328,900	396,300		
	78	283,900	329,600	396,800		
	79	284,600	330,300	397,400		
	80	285,200	331,000	398,000		
	81	285,800	331,700	398,500		
	82	286,500	332,500	399,100		
	83	287,200	333,200	399,700		
	84	287,800	333,800	400,200		
	85	288,400	334,300	400,700		
	86	289,100	334,800	401,200		
	87	289,800	335,200	401,700		
	88	290,400	335,600	402,400		
	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			

	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400	円 390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第5条関係)

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700

	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700

	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

分	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500

	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800			
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300			
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900			
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400			
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000			
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600			
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100			
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600			
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100			
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600			
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
86		294,100	330,400	351,200				
87		294,300	330,600	351,500				
88		294,500	330,900	351,800				
89		294,900	331,300	352,200				
90		295,100	331,700	352,500				
91		295,300	332,000	352,800				
92		295,500	332,300	353,100				
93		295,900	332,600	353,500				
94		296,100	332,800	353,800				

	95		296,300	333,200	354,100			
	96		296,600	333,500	354,400			
	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			
	101		297,900	334,800	356,400			
	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600

13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600

	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
定年前	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
再任用	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
短時間	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
勤務職	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
員以外	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
の職員	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
	94	290,200	320,400	353,500	371,500		
	95	290,800	321,100	354,100	371,900		
	96	291,400	321,700	354,700	372,200		
	97	292,000	322,200	355,100	372,800		
	98	292,500	322,500	355,500	373,300		
	99	293,000	323,100	356,000	373,800		
	100	293,500	323,700	356,400	374,300		
	101	294,000	324,100	356,900	374,900		
	102	294,500	324,700	357,300	375,400		
	103	295,000	325,300	357,800	375,900		
	104	295,400	325,800	358,200	376,300		
	105	295,800	326,200	358,500	376,900		
	106	296,300	326,700	359,000	377,400		
	107	296,800	327,200	359,400	377,900		
	108	297,100	327,700	359,700	378,400		

109	297,300	328,100	360,100	379,000
110	297,600	328,500	360,600	379,400
111	297,800	328,800	361,100	379,900
112	298,100	329,100	361,600	380,400
113	298,400	329,400	362,100	381,000
114	298,600	329,800	362,600	
115	298,900	330,100	363,100	
116	299,100	330,400	363,500	
117	299,400	330,600	363,900	
118	299,700	330,900	364,300	
119	300,000	331,200	364,800	
120	300,300	331,400	365,300	
121	300,600	331,600	365,700	
122	301,000	331,900	366,200	
123	301,300	332,200	366,700	
124	301,600	332,500	367,200	
125	301,800	332,700	367,500	
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900	339,700		
147	308,200	340,100		
148	308,600	340,500		
149	308,800	340,800		
150	309,000	341,200		
151	309,300	341,600		
152	309,600	342,000		
153	310,000	342,300		
154	310,200			
155	310,400			
156	310,700			

	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額					
	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000

4	621,000
5	722,000
6	824,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第6条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

(沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例

第42号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第9条第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第7条 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第9条第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第7条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第27条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第27条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付研究員条例第6条第3項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定、第5条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第6条の規定による改正後の沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和6年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例、第5条の規定による改正後の任期付職員条例又は第6条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付研究員条例、第5条の規定による改正前の任期付職員条例又は第6条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例、第5条の規定による改正後の任期付職員条例又は第6条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第45号

沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、農林土木に関する事務のうち一部の事務については、沖縄県中部農林土木事務所の所管区域をうるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、中頭郡及び島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）とする。
- 4 前条第2項及び前2項の規定にかかわらず、農林土木に関する事務のうち一部の事務については、沖縄県南部農林土木事務所の所管区域を県一円とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第46号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 一般旅券発給手数料の項中「2,000円」を「2,300円」に、「4,000円」を「4,300円」。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により一般旅券の発給の申請をする場合にあっては、1件につき1,900円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、1件につき3,900円）とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係るものから適用し、同日前になされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第47号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「令和7年5月31日」を「令和12年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第48号

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し、県、県民及び動物の所有者の責務を明らかにし、並びに必要な事項を定めることにより、県民の動物の愛護に関する意識の高揚、動物の虐待及び遺棄の防止等とともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止を図り、もって人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物をいう。
- (2) 愛護動物 法第44条第4項に規定する愛護動物をいう。
- (3) 飼養施設 動物の飼養又は保管のための施設をいう。

（県の責務）

第3条 県は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第4条 県民は、動物の愛護についての理解を深めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物の所有者の責務)

第5条 動物の所有者は、その所有する動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めるとともに、やむを得ない事情により終生飼養することが困難となった場合には、自らの責任において、適切に飼養することができる者に当該動物を譲り渡すよう努めなければならない。

(普及啓発等)

第6条 県は、動物の虐待及び遺棄の防止その他の動物の愛護及び適正な飼養に関し、普及啓発を図るものとする。

2 県は、動物の所有者がその所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするために講ずる措置に関し、必要な支援を行うものとする。

(動物の返還及び譲渡しの推進等)

第7条 県は、県が引き取り、又は収容した犬、猫その他の動物について殺処分がなくなることを目指して、動物の返還及び譲渡しの推進その他の施策を講ずるものとする。

(市町村等との連携)

第8条 県は、市町村、動物の愛護を目的とする団体、法第38条第1項に規定する動物愛護推進員その他関係者と連携して、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するものとする。

(愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項等)

第9条 愛護動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する愛護動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その愛護動物が道路、公園その他の公共の場所又は他人が所有し、若しくは占有する土地若しくは物件を汚損し、又は損壊しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) その愛護動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) その愛護動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずること。
- (4) 飼養する愛護動物の数は、その愛護動物を終生飼養できる環境を確保し、及び周辺の生活環境の保全上の支障を生じさせることがないよう管理することが可能な範囲内

の数とすること。

- 2 犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、所有者の氏名、連絡先等を記載した首輪、名札又はマイクロチップ（法第39条の2第1項に規定するマイクロチップをいう。）の装着その他の措置を講じなければならない。
- 3 猫の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する猫の疾病を予防し、不慮の事故を防止する等その健康及び安全を保持し、並びに生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせることがないようにするため、その猫を飼養施設で飼養又は保管するよう努めなければならない。

（所有者又は占有者を確知することができない猫への給餌等）

第10条 所有者又は占有者を確知することができない猫に給餌及び給水（以下この条において「給餌等」という。）を行う者は、容器を用いて給餌等を行うものとし、給餌等を行った後は速やかに容器等を回収するものとするほか、周辺住民の生活環境の保全上の支障を生じさせることがないようにこれを行わなければならない。

（多数の犬又は猫の飼養等の届出）

第11条 犬又は猫の所有者又は占有者（法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）は、その所有し、又は占有する犬又は猫（生後90日以内の犬又は猫を除く。）の数（犬及び猫の双方の飼養又は保管をする場合にあっては、これらの数を合算した数。以下「飼養数」という。）が一の飼養施設において10以上となったときは、30日以内に、その飼養施設ごとに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 飼養施設の所在地
- (3) 飼養数
- (4) 飼養又は保管の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（変更等の届出）

第12条 前条の規定による届出をした者は、同条各号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る飼養施設における飼養若しくは保管を廃止したときは、30日以内に、

規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(特定動物が逸走したときの措置)

第13条 特定動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する特定動物が逸走したときは、直ちに知事に通報するとともに、当該特定動物の捕獲、周辺の地域の住民への周知その他の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のために必要な措置をとらなければならない。

(事故が発生したときの措置及び届出)

第14条 特定動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する特定動物が人の生命又は身体に害を加えたときは、被害の拡大を防止するための措置を講じ、規則で定めるところにより、直ちに、事故の状況、講じた措置の内容等を知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第15条 知事は、第9条から前条までの規定の施行に必要があると認めるときは、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対して必要な指導又は助言をすることができる。

(報告の徴収)

第16条 知事は、第9条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、動物の所有者又は占有者その他の関係者に対し、その動物の飼養若しくは保管又は給餌等に関し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第17条 知事は、第9条(第3項を除く。)及び第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、動物の飼養施設その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

第18条 県は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項の規定に基づき、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(市町村への協力)

第19条 県は、市町村が実施する動物の愛護及び管理に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(市町村条例との関係)

第20条 この条例の規定は、市町村が、当該市町村の実情に応じて、動物の愛護及び管理に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者
- (2) 第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第17条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して正当な理由なく陳述を拒否し、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(過料)

第24条 第11条又は第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(沖縄県動物愛護管理員設置条例の廃止)

2 沖縄県動物愛護管理員設置条例（令和2年沖縄県条例第10号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に飼養数が一の飼養施設において10以上である者に対する第11条の規定の適用については、同条中「30日以内」とあるのは、「この条例の施行の日か

ら30日以内」とする。

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第49号

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第26条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第27条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第50号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成30年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。
第4条中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第51号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「この条」の次に「、次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による占用の許可）

第4条の2 法第6条第1項の許可は、法第2条第2項第1号に掲げる園路及び広場に法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物であって知事が別に定めるものを設けて都市公園を占用しようとする者に関するものに関し、指定管理者が行うものとする。

2 法第6条第3項の許可は、前項の規定により指定管理者から許可を受けた事項を変更しようとする者に関するものに関し、指定管理者が行うものとする。

第5条中「前条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第12条中「（第7号の場合にあつては、指定管理者）」を削り、同条第1号中「第5条第1項」の次に「の許可を受けた者」を、「許可」の次に「（第4条の2の規定により指定管理者がしたものを除く。）」を加え、同条第7号を削り、同条に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(1) 法第6条第1項又は第3項の許可（第4条の2の規定により指定管理者がしたものに限る。）を受けた者が、都市公園の占用に関する工事を完了した場合

- (2) 前号に掲げる者が、都市公園の占用を廃止した場合
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復した場合
- (4) 第11条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合

第13条第2号中「許可」の次に「(第4条の2の規定により指定管理者がしたものを除く。)」を加える。

第18条第1号中「、第6条」の前に「、第4条の2(第29条において準用する場合を含む。)の規定による法第6条第1項及び第3項に規定する許可に関する業務」を加える。

第25条第1項中「行う者」の次に「、法第6条第1項又は第3項の許可(第4条の2の規定により指定管理者がしたものに限る。))を受けて都市公園を占用する者」を、「、行為」の次に「、都市公園の占用」を加え、同条第2項中「利用料金」の次に「(都市公園の占用に係るものを除く。))」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 利用料金(都市公園の占用に係るものに限る。)は、別表第7に定める額とする。

別表第1第1号中「950円」を「1,050円」に改め、同表第2号中「5,310円」を「5,730円」に、「1,150円」を「1,240円」に改める。

別表第2中「1,340円」を「1,480円」に、

60円

を

70円

に、「1,070円」を「1,180円」に、「270円」を「300円」に、「510円」を「560円」に、「750円」を「830円」に、「410円」を「460円」に、「360円」を「400円」に、「780円」を「870円」に、「920円」を「1,020円」に、「280円」を「310円」に、「240円」を「270円」に改める。

別表第5中「260円」を「290円」に、「430円」を「460円」に、「9,920円」を「10,880円」に、「250円」を「270円」に改める。

別表第6第1項第1号中	10,670円	10,670円	21,340円	3,190円	を
	5,330円	5,330円	10,660円	1,590円	

5,320円	5,320円	10,640円	1,590円
--------	--------	---------	--------

11,500円	11,500円	23,010円	3,440円
5,740円	5,740円	11,470円	1,710円
5,740円	5,740円	11,470円	1,710円

に、

21,340円	21,340円	42,680円	6,400円
---------	---------	---------	--------

を

23,010円	23,010円	46,020円	6,900円
---------	---------	---------	--------

に、

1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円			
1人1回につき 90円 回数券11回分 900円			
1人1回につき 90円 回数券11回分 900円			
1,710円	1,710円	3,420円	490円
850円	850円	1,700円	240円
850円	850円	1,700円	240円

を

1人2時間につき 200円 回数券(11枚) 2,000円			
1人2時間につき 100円 回数券(11枚) 1,000円			

1人2時間につき 100円 回数券(11枚) 1,000円			
1,840円	1,840円	3,690円	530円
910円	910円	1,830円	260円
910円	910円	1,830円	260円

に、「140円」を「150円」

に、「1,400円」を「1,500円」に、

1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円	
1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円	

を

1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円	
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円	

に、「2,160円」を「2,32

0円」に、「2,100円」を「2,260円」に、

810円	810円	1,620円	230円
------	------	--------	------

を

1時間につき 320円	370円
-------------	------

に、「1,420円」を「1,53

0円」に、「1,360円」を「1,460円」に、「2時間につき 620円」を「2時間につき 670円」に、「1,340円」を「1,440円」に、「650円」を「700円」に、「570円」を「610円」に、「220円」を「240円」に、「25,530円」を「27,440円」に、「12,760円」を「13,720円」に、「6,380円」を「6,860円」に、「1時間につき 3,190円」を「1時間につき 3,430円」に、「11,120円」を「11,950円」に改め、同項第2号中

3,410円	3,410円	6,820円	1,010円
1,700円	1,700円	3,400円	500円
1,700円	1,700円	3,400円	500円
6,820円	6,820円	13,640円	2,040円
1人1回につき 50円 回数券11回分 500円			
1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			
1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			

を

3,680円	3,680円	7,350円	1,090円
1,830円	1,830円	3,660円	540円
1,830円	1,830円	3,660円	540円
7,350円	7,350円	14,710円	2,200円
1人2時間につき 60円 回数券(11枚) 600円			
1人2時間につき 20円 回数券(11枚) 200円			
1人2時間につき 20円 回数券(11枚) 200円			

に改め、同項第3号中

1,540円	1,770円
770円	880円

を

1,630円	1,870円
810円	930円

に、

770円	880円
------	------

810円	930円
------	------

770円	880円
380円	440円
380円	440円

810円	930円
400円	460円
400円	460円

を

に、

300円	350円
150円	170円
150円	170円

320円	370円
160円	180円
160円	180円

を

に、「3,090円」

を「3,260円」に、「3,550円」を「3,750円」に、

1,540円	1,770円
--------	--------

1,630円	1,870円
--------	--------

を

に、「610円」を

「640円」に、「710円」を「750円」に、

470円	550円
220円	250円

500円	580円
230円	260円

を

に、「1,940円」

を「2,090円」に、「970円」を「1,050円」に改め、同項第4号中

470円	560円
230円	270円
230円	270円

510円	600円
250円	290円
250円	290円

を

に、

400円	470円
------	------

430円	510円
------	------

200円	230円	を	220円	250円	に、「210円」を
190円	230円		210円	250円	

「230円」に改め、同項第5号中

6,320円	6,320円	12,640円	1,880円	を
3,150円	3,150円	6,300円	930円	
3,150円	3,150円	6,300円	930円	

6,810円	6,810円	13,630円	2,030円	に、「12,650円」を「13,
3,390円	3,390円	6,780円	1,000円	
3,390円	3,390円	6,780円	1,000円	

640円」に、「25,300円」を「27,280円」に、「3,760円」を「4,050円」に、

1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円		サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。		を
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
1,650円	1,650円	3,300円	470円	
820円	820円	1,640円	230円	
820円	820円	1,640円	230円	

1人2時間につき 150円	サブアリー
---------------	-------

回数券 (11枚) 1,500円				ナ及びトレーニング室の利用を含む。	に、「3,310
1人2時間につき 80円 回数券 (11枚) 800円					
1人2時間につき 80円 回数券 (11枚) 800円					
1,780円	1,780円	3,560円	510円		
880円	880円	1,760円	250円		
880円	880円	1,760円	250円		

円」を「3,570円」に、「6,620円」を「7,140円」に、「950円」を「1,020円」に、

1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				を
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
1,710円	1,710円	3,420円	490円	
850円	850円	1,700円	240円	
850円	850円	1,700円	240円	
1人2時間につき 140円 回数券 (11枚) 1,400円				
1人2時間につき 70円 回数券 (11枚) 700円				
1人2時間につき 70円 回数券 (11枚) 700円				

1人2時間につき 150円 回数券(11枚) 1,500円			
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			
1,840円	1,840円	3,690円	530円
910円	910円	1,830円	260円
910円	910円	1,830円	260円
1人2時間につき 150円 回数券(11枚) 1,500円			
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			
1人2時間につき 80円 回数券(11枚) 800円			

に、「2時間につき 620

円」を「2時間につき 670円」に、「3,760円」を「4,050円」に、「290円」を「320円」に改め、同項第6号中

7,570円	7,570円	15,140円	2,260円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
1,890円	1,890円	3,780円	560円

を

1,890円	1,890円	3,780円	560円
7,570円	7,570円	15,140円	2,260円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円
3,780円	3,780円	7,560円	1,130円

8,160円	8,160円	16,320円	2,440円
4,070円	4,070円	8,140円	1,220円
4,070円	4,070円	8,140円	1,220円
2時間につき	2,040円		1,220円
2時間につき	1,020円		600円
2時間につき	1,020円		600円
2時間につき	4,080円		2,440円
2時間につき	2,040円		1,220円
2時間につき	2,040円		1,220円

に、

1人1回につき	240円	回数券11回分	2,400円
1人1回につき	120円	回数券11回分	1,200円
1人1回につき	120円	回数券11回分	1,200円
1人1回につき	240円	回数券11回分	2,400円
1人1回につき	120円	回数券11回分	1,200円
1人1回につき	120円	回数券11回分	1,200円

1人1回につき 490円 回数券11回分 4,900円	を
1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円	
1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円	
1人1回につき 870円 回数券11回分 8,700円	
1人1回につき 430円 回数券11回分 4,300円	
1人1回につき 310円 回数券11回分 3,100円	
1人1回につき 100円 回数券11回分 1,000円	
」	
「	
1人2時間につき 270円 回数券(11枚) 2,700円	に改め、同項第7号中
1人2時間につき 130円 回数券(11枚) 1,300円	
1人2時間につき 130円 回数券(11枚) 1,300円	
1人2時間につき 270円 回数券(11枚) 2,700円	
1人2時間につき 130円 回数券(11枚) 1,300円	
1人2時間につき 130円 回数券(11枚) 1,300円	
1人2時間につき 530円 回数券(11枚) 5,300円	
1人2時間につき 260円 回数券(11枚) 2,600円	
1人2時間につき 260円 回数券(11枚) 2,600円	
1人1回につき 940円 回数券11回分 9,400円	
1人1回につき 460円 回数券11回分 4,600円	
1人1回につき 340円 回数券11回分 3,400円	
1人1回につき 110円 回数券11回分 1,100円	

「3,130円」を「3,370円」に、「1,560円」を「1,680円」に、「780円」を「840円」に、「390円」を「420円」に、「26,560円」を「28,640円」に、「2,260円」を「2,440円」に、「1,130円」を「1,220円」に、「1時間につき560円」を「1時間につき600円」に改め、同項第8号中「2,760円」を「3,050円」に、「1,370円」を「1,480円」に改め、同項第9号中「330円」を「350円」に改め、同項第10号中「1,010円」を「1,070円」に改め、同項第11号中「370円」を「400円」に改め、同項第13号中「2,540円」を「2,740円」に、「1,270円」を「1,370円」に改め、同項第14号中「390円」を「410円」に、「450円」を「480円」に、「280円」を「300円」に、「320円」を「340円」に改め、同項第15号中「1,800円」を「1,940円」に、「3,600円」を「3,880円」に、「510円」を「550円」に、「890円」を「960円」に、「1,780円」を「1,920円」に、「250円」を「270円」に、「450円」を「490円」に、「220円」を「240円」に、「110円」を「120円」に改め、同表第2項中「30,980円」を「33,400円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第7 (第25条関係)

種別	単位	利用料金
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物であって知事が別に定めるもの	1日1平方メートルにつき	20円

備考 利用面積が1平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、1平方メートルとして計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6の改正規定並びに次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第52号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項の確認申請手数料の額に、」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる建築行為に係る建築物にあつては前項の規定による確認申請手数料の額に、それ以外の建築物にあつては第1項の確認申請手数料の額に、それぞれ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる建築行為に係る建築物の確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該建築物の住宅部分の床面積の合計について別表第1の4の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

第29条の5第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項の完了検査申請手数料の額に、」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる建築行為に係る建築物にあつては前項の規定による完了検査申請手数料の額に、それ以外の建築物にあつては第1項の完了検査申請手数料の額に、それぞれ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為に係る建築物の完了検査申請手数料の額は、前項の完了検査申請手数料の額に、当該建築物の床面積の合計について別表第3の4の表に定める床面積の合計の区分に応じ同表に定める額を加えた額とする。

第29条の7第2号中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同条第3号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第4号中「第18条第19項」を「第18条第28

項」に改める。

第29条の9中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第29条の10中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に改める。

第29条の11中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

別表第1の1の表中「1件につき7,000円」を「1件につき10,000円」に、「13,000円」を「19,000円」に、「20,000円」を「30,000円」に、「28,000円」を「37,000円」に、「48,000円」を「67,000円」に、「71,000円」を「97,000円」に、「207,000円」を「281,000円」に、「311,000円」を「419,000円」に、「531,000円」を「717,000円」に改め、同表2の表中「11,000円」を「15,000円」に、「6,000円」を「8,000円」に、「7,000円」を「9,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同表3の表中「11,000円」を「15,000円」に、「6,000円」を「8,000円」に改め、同表に次のように加える。

4 建築物の確認申請手数料の加算額

床面積の合計	手数料の加算額
200平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅に係るものに限る。）	1件につき9,000円
200平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅に係るものに限る。）	1件につき10,000円
300平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅に係るものを除く。）	1件につき17,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅に係るものを除く。）	1件につき26,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅に係るものを除く。）	1件につき42,000円
5,000平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅に係るものを除く。）	1件につき54,000円

別表第3の1の表中「14,000円」を「21,000円」に、「13,000円」を「19,000円」

に、「17,000円」を「25,000円」に、「16,000円」を「23,000円」に、「23,000円」を「33,000円」に、「22,000円」を「32,000円」に、「32,000円」を「41,000円」に、「30,000円」を「38,000円」に、「53,000円」を「68,000円」に、「1件につき52,000円」を「1件につき66,000円」に、「74,000円」を「95,000円」に、「69,000円」を「88,000円」に、「178,000円」を「229,000円」に、「161,000円」を「207,000円」に、「260,000円」を「355,000円」に、「252,000円」を「327,000円」に、「455,000円」を「624,000円」に、「445,000円」を「575,000円」に改め、同表2の表中「16,000円」を「21,000円」に、「14,000円」を「18,000円」に、「10,000円」を「13,000円」に改め、同表3の表中「12,000円」を「15,000円」に改め、同表に次のように加える。

4 建築物の完了検査申請手数料の加算額

床面積の合計	手数料の加算額
300平方メートル以内のもの	1件につき5,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき6,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき8,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき11,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき13,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	1件につき15,000円
25,000平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円

別表第4の1の表中「13,000円」を「19,000円」に、「16,000円」を「23,000円」に、「1件につき22,000円」を「1件につき32,000円」に、「28,000円」を「36,000円」に、「49,000円」を「63,000円」に、「66,000円」を「84,000円」に、「147,000円」を「188,000円」に、「222,000円」を「293,000円」に、「407,000円」を「524,000円」に改め、同表2の表中「16,000円」を「20,000円」に、「12,000円」を「15,000円」に改め、同表3の表中「13,000円」を「16,000円」に改める。

別表第5の1の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第29条の7第2号から第4号まで、第29条の9、第29条の10、第29条の11及び別表第5の1の項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第53号

沖縄県物品調達基金条例を廃止する条例

沖縄県物品調達基金条例（昭和47年沖縄県条例第70号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第54号

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条による改正前の沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第55号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
-----------	--------------------------------	---	--------

		道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等（道交法第101条第1項に規定する免許証等をいう。以下同じ。）の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）
		道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,900円（道交法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、6,900円）
普通自動車免許に係る試験		道交法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
		道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）
		道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,500円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,300円）
	特定第一種運	道交法第97条の2	1,850円

	転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車二輪車免許、普通自動車 ^{けん} 免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引 ^{けん} 第二種免許に係る試験	第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
		道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）
		道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,800円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,550円）
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	道交法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）
		道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,600円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	道交法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
		道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、750円）

		道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,500円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,450円）
	仮運転免許に係る試験	道交法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
		道交法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,650円
		道交法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,700円）

別表第9第1項の表検査手数料の項中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表再試験手数料の項中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に、「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同表免許証交付手数料の項を次のように改める。

免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	道交法第92条第1項の規定による交付を受ける場合（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を	2,350円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあっては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
----------	------------------------	---	---

		受けることができなかった者であつて、道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付の場合を除く。）	
		道交法第92条第1項の規定による交付を受ける場合（特定試験免除者に対する交付の場合に限る。）	2,100円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち複数免許取得者に対する交付にあつては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
		道交法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	2,550円
	仮運転免許に係る免許証		1,100円

別表第9第1項の表免許証再交付手数料の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

特定免許情報記録手数料	道交法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録	道交法第95条の2第6項の規定による申出をする場合（特定試験免除者に係る記録の場合を除く。）	1,550円（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
		道交法第95条の2第6項の規定による申出をする場合	1,350円（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,150円に、与える免許1種類ごと

	(特定試験免除者に係る記録の場合に限る。)	に200円を加えた額)
	道交法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下「更新時不交付申出」という。)をする場合	800円
	道交法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1,500円(道交法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付又は道交法第94条第2項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円)
	道交法第95条の3の規定により読み替えて適用する道交法第92条第2項の規定又は道交法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え(免許証(仮運転免許に係るものを除く。))及び道交法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者(以下「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。)に係る書換えを除く。)	1,550円(複数免許取得者(免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。))に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
	道交法第95条の3の規定により読み替えて適用する道交法第92条第2項の規定又は道交法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え(免許証・免	100円

	許情報記録個人番号カード保有者に係る書換えに限る。)	
--	----------------------------	--

別表第9第1項の表免許証更新手数料の項を次のように改める。

免許証等更新手数料	免許証の有効期間の更新 (同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	道交法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出(以下「経由申請」という。)をする場合	2,750円
		更新時不交付申出をする場合(経由申請をする場合を除く。)	1,300円
		経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	2,850円
	免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	経由申請をする場合であって、道交法第101条の2の2第3項の規定による申出(以下「経由地書換申出」という。)をするとき	1,000円
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	1,950円
		経由申請をしない場合	2,100円

	免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき	2,500円
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき	2,850円
		経由申請をしない場合	2,950円

別表第9第1項の表運転経歴証明書交付手数料の項及び運転経歴証明書再交付手数料の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項の次に次のように加える。

運転経歴情報記録手数料	900円（運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円）
-------------	---

別表第9第1項の表経由手数料の項を次のように改める。

経由手数料	経由地書換申出をする場合	1,700円
	経由地書換申出をしない場合	750円

別表第9第1項の表運転技能検査手数料の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同表審査手数料の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「23,400円」を「23,750円」に、「19,500円」を「19,800円」に、「14,700円」を「14,450円」に、「21,500円」を「22,200円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「14,550円」を「15,100円」に、「11,850円」を「12,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「12,450円」を「12,850円」に改め、同表認知機能検査員講習手数料の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同表講習手数料の項

を次のように改める。

講習手数料	道交法第108条の2第1項第1号に掲げる講習		講習1時間について850円
	道交法第108条の2第1項第2号に掲げる講習		講習1時間について2,400円
	道交法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		講習1時間について1,950円
	道交法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間について4,650円
		準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間について3,800円
		普通自動車免許に係る講習	講習1時間について3,050円
	道交法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,300円
		普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,200円
	道交法第108条の2第1項第6号		講習1時間について1,750円

		に掲げる講習	
		道交法第108条の2第1項第7号 に掲げる講習	講習1時間について3,200円
		道交法第108条の2第1項第8号 に掲げる講習	講習1時間について1,850円
		道交法第108条の2第1項第9号 に掲げる講習	講習1時間について900円
	道交法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間について2,300円
		普通自動車免許に係る講習	講習1時間について2,150円
		大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について2,850円
		普通自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について2,700円
		原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について2,550円
	道交法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	道交法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習	500円（電子情報処理組織（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）にあつては、200円）
		道交法第95条の6第1項の表の	800円（オンライン講習にあつては、200円）

		備考1のハに規定する一般運転者に対する講習	
		道交法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める道交法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習	1,400円
		道交法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	800円（オンライン講習にあっては、200円）
	道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	道交法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並	6,600円

	<p>びに道交法第101条の4第3項の規定の適用を受け除く。)に対する講習</p>	
	<p>普通自動車対応免許を受けている者(道交法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4第3項の規定の適用を受け除く。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	2,950円
<p>道交法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p>	<p>自動車等(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。)を使用する指導(以下「実車等指導」という。)を含む講習</p>	12,900円
	<p>実車等指導を含まない講習</p>	9,350円

	道交法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について2,600円
	道交法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間について2,100円
	道交法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	講習1時間について2,050円
	道交法施行令第37条の6に掲げる講習	1,400円
	道交法第108条の2第2項に規定する講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に規定する基準に適合するものに限る。）	6,600円
	普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	
	普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受	2,950円

		けている者に対する講習	
--	--	-------------	--

別表第9第1項の表通知手数料の項中「900円」を「1,000円」に改める。

別表第9第2項の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「6,700円」を「6,350円」に、「6,100円」を「6,250円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「7,400円」を「7,750円」に改め、同表5の項中「2,350円」を「2,600円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「2,650円」を「2,550円」に改め、同表6の項中「2,050円」を「2,000円」に、「2,550円」を「2,400円」に、「3,700円」を「3,750円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表備考2中「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改める。

別表第9第3項の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表4の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表5の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表備考2中「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第44号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職 員 の 分 区	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 再 用 任 短 時 勤 間 務 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
	44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
	45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
	46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800	

48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	363,900
71	238,400	261,700	290,300	316,500	364,400
72	238,700	261,900	290,800	317,000	364,900
73	238,900	262,100	291,300	317,300	365,300
74	239,200	262,400	291,800	317,800	365,800
75	239,500	262,700	292,200	318,300	366,300
76	239,700	262,900	292,600	318,700	366,800
77	239,900	263,100	293,000	318,900	367,200
78	240,200	263,400	293,400	319,200	367,700
79	240,500	263,700	293,800	319,400	368,200
80	240,700	263,900	294,200	319,700	368,700
81	240,900	264,100	294,600	320,000	369,100
82	241,200	264,400	295,000	320,300	369,600
83	241,500	264,700	295,400	320,600	370,100
84	241,700	264,900	295,900	320,800	370,600
85	241,900	265,100	296,200	321,000	371,000
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	
90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	
93	243,900	267,100	299,700	323,100	
94	244,200	267,400	300,200	323,400	
95	244,500	267,700	300,700	323,700	
96	244,700	267,900	301,200	323,900	
97	244,900	268,100	301,500	324,100	
98	245,200	268,400	301,900	324,400	
99	245,400	268,600	302,400	324,700	
100	245,700	268,900	302,900	324,900	

	101	245,900	269,100	303,300	325,100	
	102	246,100	269,300	303,700		
	103	246,400	269,600	304,000		
	104	246,700	269,900	304,300		
	105	246,900	270,100	304,600		
	106	247,200	270,300	305,000		
	107	247,500	270,600	305,300		
	108	247,700	270,800	305,700		
	109	247,900	271,100	306,000		
	110	248,200	271,400	306,400		
	111	248,500	271,700	306,800		
	112	248,700	271,900	307,100		
	113	248,900	272,100	307,300		
	114	249,200	272,400	307,600		
	115	249,500	272,600	307,900		
	116	249,700	272,800	308,100		
	117	249,900	273,100	308,300		
	118	250,200	273,400	308,600		
	119	250,500	273,700	308,900		
	120	250,700	273,900	309,100		
	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年 前任 短 間 勤 務 員		基 準 給 料 月 額				
		円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 現業職員の号給の調整、経過措置等については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年沖縄県条例第44号）附則の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第45号

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（第13号様式の4）に、同号ロ」を削り、「第13号様式の5」を「第13号様式の4」に、「第13号様式の6」を「第13号様式の5」に改める。

第11号様式中「イ以外」を「ア以外」に改める。

第13号様式の4を削り、第13号様式の5を第13号様式の4とし、第13号様式の6を第13号様式の5とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第46号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第5項第25号を次のように改める。

25 警備業認定更新申請手数料

別表第5項第57号の次に次の1号を加える。

57の2 特定免許情報記録手数料

別表第5項第58号を次のように改める。

58 運転免許証等更新手数料

別表第5項中第58号の6を第58号の7とし、第58号の5を第58号の6とし、第58号の4を第58号の5とし、第58号の3の次に次の1号を加える。

58の4 運転経歴情報記録手数料

別表第5項中第65号の2を削り、第66号の次に次の1号を加える。

66の2 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に規定する基準に適合するものに限る。）に係る講習手数料

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第5項の改正規定（第25号を改める部分及び第65号の2を削り、第66号の次に1号を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第47号

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和6年沖縄県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(多数の犬又は猫の飼養等の届出)

第3条 条例第11条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設において診療の業務を行うに当たり犬又は猫を飼養し、又は保管する獣医師
 - (2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養し、又は保管する同法第3条第1項に規定する訓練事業者
 - (3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫を飼養し、又は保管する者
 - (4) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140条）第9条第1項の規定による許可を受けた者
 - (5) 教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供するために犬又は猫を飼養し、又は保管する者
 - (6) 市町村条例の規定に基づく業務に伴って犬又は猫を飼養し、又は保管する者
- 2 条例第11条の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養等届出書（第1号様式）により行うものとする。
- 3 条例第11条第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 犬又は猫の雌雄の別
- (2) 飼養施設の周辺の生活環境を保全する方法
(変更等の届出)

第4条 条例第12条本文の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養等変更（廃止）届出書（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第12条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 飼養数の減少（条例第11条の規定による届出に係る飼養施設における飼養又は保管を廃止したとき（当該飼養施設において飼養数が10未満となったときを含む。）を除く。）
- (2) 飼養数の増加であって、条例第11条の規定により届け出た飼養数（条例第12条の規定による飼養数の変更の届出がされた飼養施設については、同条の規定により届け出た直近の飼養数）（以下この条において「従前の飼養数」という。）から増加した飼養数が従前の飼養数の30パーセント未満であるもの（事故が発生したときの届出）

第5条 条例第14条の規定による届出は、特定動物による事故発生届出書（第3号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第17条第2項の身分を示す証明書は、第4号様式のとおりとする。

(動物愛護管理員)

第7条 知事は、沖縄県動物愛護管理センター、沖縄県宮古保健所及び沖縄県八重山保健所に勤務する職員のうちから条例第18条第1項に規定する動物愛護管理員を命ずるものとする。

2 動物愛護管理員が行う事務は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の2第2項各号に掲げる業務に係る事務とする。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

犬又は猫の多頭飼養等届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和6年沖縄県条例第48号）第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

飼 養 施 設 の 所 在 地			
飼 養 数	犬	頭	オス 頭 (頭)、メス 頭 (頭)
	猫	頭	オス 頭 (頭)、メス 頭 (頭)
	合計	頭	
飼 養 又 又 管 保 方 法 の	屋内・屋外の別	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外	
	逸走防止策	<input type="checkbox"/> 柵等による囲い <input type="checkbox"/> 鎖等による係留 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	雌雄の分離	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし	
	所有者明示の方法	<input type="checkbox"/> 名札 <input type="checkbox"/> マイクロチップ <input type="checkbox"/> その他 ()	
周 辺 の 生 活 環 境 を 保 全 す る 方 法			

備考

- 「飼養数」欄の () 内は、生殖を不能にする手術を講じた犬又は猫の数を再掲すること。
- 「屋内・屋外の別」、「逸走防止策」及び「所有者明示の方法」欄は、該当するにレ印を記入し、「その他」の場合は () 内に具体的な内容を記入すること。
- 「雌雄の分離」欄は、該当するにレ印を記入し、「あり」の場合は () 内に具体的な雌雄の分離の方法を記入すること。
- 「周辺的生活環境を保全する方法」欄は、鳴き声、臭気、毛の飛散等を防止し、及び軽減させるための具体的な方法を記入すること。

第2号様式（第4条関係）

犬又は猫の多頭飼養等変更（廃止）届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和6年沖縄県条例第48号）第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

被 害 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
講 じ た 措 置 の 容 内				

備考

- 1 識別措置の種類とは、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第20条第1項第3号で定めるマイクロチップ又は足環の装着その他の環境大臣が定める措置をいう。
- 2 特定動物の飼養又は保管の許可とは、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条で定める許可をいう。

第4号様式（第6条関係）

(表)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名</p> <p>上記の者は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和6年沖縄県条例第48号）第17条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県知事 印</p>	<p>↑</p> <p>8 セ ン チ メ ー ト ル</p> <p>↓</p>
--	--

12センチメートル

(裏)

<p>沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）</p> <p>(立入検査)</p> <p>第17条 知事は、第9条（第3項を除く。）及び第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、動物の飼養施設その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第48号

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。
第7条及び第8号様式から第12号様式までの規定中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第49号

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。
第13条第3項中「第16項」を「第20項」に改める。
第21条の表中「第6条第1項第3号に規定する建築物」を「第6条第1項第2号に規定する建築物（木造以外の建築物で階数2以上又は延べ面積が200平方メートルを超えるものに限る。）」に、「延べ床面積」を「延べ面積」に改める。

第18号様式中

第2項第1号に関する事項			を
第17号に関する事項			
第2項第1号に関する事項			に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条の表の改正規定（「延べ床面積」を「延べ面積」に改める部分を除く。）及び第18号様式の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県物品調達基金管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第50号

沖縄県物品調達基金管理規則を廃止する規則

沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則第116号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年3月31日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第38号

知 事 部 局
教 育 庁

労働委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局

沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県自動車等管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県自動車等管理規程（昭和48年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（物品調達基金を通して購入した場合を含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年3月31日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第8号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月27日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

企 業 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100

	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			

	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
	94		299,400	347,400							
	95		299,700	347,800							
	96		300,100	348,200							
	97		300,300	348,400							
	98		300,600	348,800							
	99		301,000	349,200							
	100		301,400	349,500							
	101		301,600	349,800							
	102		301,900	350,200							
	103		302,200	350,600							
	104		302,500	351,000							
	105		302,700	351,500							
	106		303,000	351,900							
	107		303,300	352,300							
	108		303,600	352,700							
	109		303,800	353,200							
	110		304,200	353,600							
	111		304,600	353,900							
	112		304,900	354,200							
	113		305,100	354,700							
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前 再任用 短時間		基 準 給料月額									

勤務職員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年12月27日から施行し、改正後の沖縄県企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1並びに次項及び附則第3項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号級の調整)
- 2 この規程の施行に伴う令和6年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号級については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年沖縄県条例第44号）附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の沖縄県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

沖縄県企業局訓令第7号

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月27日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成8年企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第12条第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第2条 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第12条第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条並びに次項及び第3項の規定 令和6年12月27日
 - (2) 第2条の規定 令和7年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員の職の設置等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第16号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項職員			2 項職員
	1 種	2 種	3 種	
1 年未満	416,600 円	370,400 円	310,000 円	55,000 円
1 年以上 2 年未満	416,600	370,400	310,000	55,000
2 年以上 3 年未満	416,600	370,400	310,000	55,000
3 年以上 4 年未満	416,600	370,400	310,000	55,000
4 年以上 5 年未満	416,600	370,400	310,000	55,000
5 年以上 6 年未満	416,600	370,400	310,000	50,000
6 年以上 7 年未満	416,600	370,400	310,000	45,000
7 年以上 8 年未満	416,600	370,400	310,000	40,000
8 年以上 9 年未満	416,600	370,400	310,000	35,000
9 年以上 10 年未満	416,600	370,400	310,000	30,000
10 年以上 11 年未満	416,600	370,400	310,000	25,000
11 年以上 12 年未満	416,600	370,400	310,000	20,000
12 年以上 13 年未満	416,600	370,400	310,000	15,000
13 年以上 14 年未満	416,600	370,400	310,000	10,000
14 年以上 15 年未満	416,600	370,400	310,000	5,000
15 年以上 16 年未満	416,600	370,400	310,000	
16 年以上 17 年未満	412,200	366,400	306,700	
17 年以上 18 年未満	407,800	362,400	303,400	
18 年以上 19 年未満	403,400	358,400	300,100	
19 年以上 20 年未満	399,000	354,400	296,800	
20 年以上 21 年未満	394,600	350,400	293,500	
21 年以上 22 年未満	378,600	336,400	281,500	
22 年以上 23 年未満	360,100	320,400	268,000	
23 年以上 24 年未満	341,100	303,900	254,500	
24 年以上 25 年未満	322,100	287,400	241,000	
25 年以上 26 年未満	302,600	270,900	227,500	
26 年以上 27 年未満	281,600	251,400	210,500	

27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員になった日以後の期間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第17号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の205」を「100分の215」に、「100分の245」を「100分の255」に改め、同条第2号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の117.5」を「100分の122.5」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の215」を「100分の210」に、「100分の255」を「100分の250」に改め、同条第2号中「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の122.5」を「100分の120」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第18号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第27条中「100分の205」を「100分の215」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第27条中「100分の215」を「100分の210」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--